

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和二年十一月十三日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 普通自転車の確認</p> <p>車体の大きさや構造が、次の要件に合った自転車で、他の車両をけん引していない自転車を普通自転車といいます。TSマークの付いた自転車は、これらの要件を満たしています。なお、使用する自転車がTSマークの付いていない自転車であるときには、普通自転車であるか否かを自転車安全整備店で確認してもらいましょう。</p> <p>(1) <u>四輪以下</u>の自転車であること。</p> <p>[(2)~(6) 略]</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。</p> <p>[ア~エ 略]</p> <p>オ <u>準中型免許又は普通免許</u>を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク(付表5(1))を付けていること。</p> <p>[カ・キ 略]</p>	<p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 普通自転車の確認</p> <p>[同左]</p> <p>(1) <u>二輪又は三輪</u>の自転車であること。</p> <p>[(2)~(6) 同左]</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア~エ 同左]</p> <p>オ <u>普通免許</u>を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク(付表5(1))を付けていること。</p> <p>[カ・キ 同左]</p>

〔2)・(3) 略〕

〔2～4 略〕

第5章 自動車の運転の方法

第3節 歩行者の保護など

〔1～7 略〕

8 初心運転者などの保護

(1) 危険を避けるためやむを得ない場合のほか、次の車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。

ア 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた準中型自動車

イ 準中型免許又は普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた普通自動車

ウ～カ 〔略〕

(2) 〔略〕

〔9・10 略〕

第8節 駐車と停車

〔1 略〕

2 駐車、停車の禁止

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次の場所では駐車してはいけません。しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

〔ア～オ 略〕

カ 消火せん、指定消防水利の標識（付表2(5)）が設けられている位置や消防用防火水そうの取り入れ口から5メートル以内の場所

〔2)・(3) 同左〕

〔2～4 同左〕

第5章 自動車の運転の方法

第3節 歩行者の保護など

〔1～7 同左〕

8 初心運転者などの保護

(1) 〔同左〕

ア 普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた普通自動車

〔加える。〕

イ～オ 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔9・10 同左〕

第8節 駐車と停車

〔1 略〕

2 駐車、停車の禁止

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 〔同左〕

〔ア～オ 同左〕

カ 消火せん、指定消防水利の標識（付表2(6)）が設けられている位置や消防用防火水そうの取り入れ口から5メートル以内の場所

[(4)・(5) 略]

[3～5 略]

6 車の移動など

[(1)～(3) 略]

[削る。]

7 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表 5 (7)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

[(2)・(3) 略]

[8～10 略]

第 9 章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

[1 略]

2 その他の心得

このほか、旅客自動車などの運転者その他の乗務員や事業者は、次の事柄を守りましょう。

[(4)・(5) 同左]

[3～5 同左]

6 車の移動など

[(1)～(3) 同左]

(4) 車輪止め装置取付け区間において違法に駐車している車に対しては、車輪止め装置と車輪止め標章（付表 5 (7)）が取り付けられることがあります。車輪止め装置は、警察署長が車輪止め装置を取り付けた車の所有者、使用者又は関係者から車を移動しようとする旨の申告を受けたときに取り除き、また、車輪止め標章は、警察署長が車輪止め装置を取り除くときに取り除きますので、車輪止め装置を壊したり、取り除いたり、車輪止め標章を破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

7 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表 5 (8)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

[(2)・(3) 同左]

[8～10 同左]

第 9 章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

[1 同左]

2 その他の心得

[同左]

〔(1)～(9) 略〕

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表 5 (8)）を表示しなければならないこと。

付表 2 標示板等

〔(1)～(4) 略〕

〔削る。〕

(5) 〔略〕

付表 5 初心運転者標識など

〔(1)～(6) 略〕

〔削る。〕

〔(1)～(9) 同左〕

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表 5 (9)）を表示しなければならないこと。

付表 2 標示板等

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 車輪止め装置取付け区間であることを示す表示板



図形の記号と「ここから」、
「ここまで」の文字は赤
その他の記号と縁は青
「車輪止め」の文字は黒
地は白

(6) 〔同左〕

付表 5 初心運転者標識など

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 車輪止め標章

環状の記号は青

(7) [略]

(8) [略]



その他の記号と「車輪止め標章」、「車輪止め装置」の文字は赤
その他の文字は紺や黒
地は淡紅色

(8) [同左]

(9) [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。